⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 ⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （不当表示の禁止） **第７条**　事業者は、化粧石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　事業者が自己の供給する化粧石けんの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑹　（略） （施行規則） **第15条**　（略） ２　前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（不当表示の禁止） **第７条**　事業者は、化粧石けんの取引に関し、容器、包装、説明書、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、インターネット等により次に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　（略） （施行規則） **第15条**　（略） ２　前項の規則を設定し又は変更しようとするときは事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○公正取引委員会・消費者庁告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　洗剤・石けん公正取引協議会（会長　長谷部佳宏）の申請に係る家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第３条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する合成洗剤及び石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　（略） ⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） ⑶～⑸　（略） （必要表示事項） **第４条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの容器又は包装に、次に掲げる事項を、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者の氏名又は名称及び住所又は電話番号 ⑼　（略）	（定義） **第３条**　（略） ２　（略） ３　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する合成洗剤及び石けんの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　（略） ⑵　見本、ビラ、パンフレット、広告マッチその他これらに類似する物による広告（宛名広告及び入場券等による広告を含む。）及び訪問広告 ⑶～⑸　（略） （必要表示事項） **第４条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの容器又は包装に、次に掲げる事項を、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者の氏名、名称又は商標及び住所並びに電話番号 ⑼　（略）